

お知らせ

改元に伴うお知らせ

書面の元号は「令和」に読み替え
5月1日前に印刷・発行している書面などの平成表記は「令和」に適宜読み替えてください。



◆**証明書などはそのまま利用可能**
お手元にある証明書などは、平成の表記のまま有効期限までご利用になれます。書き換えなどの手続きは不要です。
◎詳細は発行した課にお問い合わせください。

改元詐欺にご注意!

「改元のため、現在持っているキャッシュカードが使用できなくなります。交換のためカードを預かります」は詐欺です!警察に相談して下さい。
問 所沢警察署 ☎29996・0110

市税の納期限

5月31日(金)は固定資産税・都市計画税(1期)、軽自動車税の納期限です。期限内に納付してください。
問 収税課 ☎29998・9073

5月31日(金)は自動車税の納期限

納税通知書は5月7日(火)以降に郵送します。忘れずに納めましょう。
問 自動車税コールセンター ☎050・3786・1222

固定資産税・都市計画税の納税通知書を郵送

平成31年1月1日現在、固定資産を所有している方に今年度の固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送します。詳細は同封のお知らせをご覧ください。5月下旬になっても届かない場合はご連絡ください。
問 資産税課 ☎29998・9068

市役所内ATMの一部を撤去

市役所高層棟1階に設置している三菱UFJ銀行ATMが7月中旬に撤去されます。
問 出納室 ☎29998・9227

毎月第2・4土曜午前は休日開庁

一部の業務を行います。詳細は市庁舎休日開庁をご覧ください。
☎5月11日(土)・25日(土)
午前8時30分〜午後0時30分
場 市役所1階、まちづくりセンター(並木除く)、上下水道局庁舎
問 経営企画課 ☎29998・9027、上下水道局お客様センター ☎29998・9073



21・1080

重度心身障害児等医療費助成制度 重度心身障害福祉手当・ 障害児福祉手当・特別障害者手当

◆**重度心身障害児等医療費助成制度**
次のいずれかに該当する方
▼身体障害者手帳1〜3級▼療育手帳A、A、B▼精神障害者保健福祉手帳1級▼一定の障害があり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた
▼一定の障害 ▼身体障害者手帳4級の1部(音声または言語機能障害、下肢機能の著しい障害)▼精神障害者保健福祉手帳2級▼障害基礎年金1・2級

◎65歳以上で新たに重度障害者となった方は、助成対象外です。対象者の前年所得が、原則360万4千円を超える場合は、その年の10月から翌年9月まで医療費助成が受けられません。ただし、平成30年12月末時点で同制度の受給者証をお持ちの方は、令和4年10月から所得判定の対象となります。

対象者	手当月額 (新たに認定される方)
▶身体障害者手帳1・2級 ▶療育手帳A・A ▶障害程度が障害児福祉手当の支給要件に該当	9,000円
▶精神障害者保健福祉手帳1級	6,000円
▶療育手帳B▶精神障害者保健福祉手帳2級 ▶超重症心身障害児*	5,000円

※重度の肢体不自由と知的障害があり、医療的ケアが必要な超重症心身障害児は、障害児福祉手当と併せて受給可

◎**施設入所者**、住民税が課税されている方、平成30年8月以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった方、特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の受給者は対象外です。
◆**障害児福祉手当**
次のいずれかに該当する19歳以下の方
▼身体障害者手帳1・2級の1部
▼療育手帳Aの一部▼精神障害者保

健福祉手帳1級程度で常時介護が必要▼重度の内部障害、血液疾患で日常生活が極度に制限される状態
◎**施設入所者**、障害が支給事由の年金受給者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。
手当月額 14,790円(毎年改定)
◆**特別障害者手当**
次のいずれかに該当し、常時特別な介護が必要な20歳以上の方
▼身体障害者手帳2級以上と療育手帳A程度の障害を重複▼1つの障害であってもこれらと同程度の状態
◎**施設入所者**、3カ月以上の継続入院者、対象者・配偶者・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は対象外です。
手当月額 27,200円(毎年改定)
問 市役所1階障害福祉課 ☎29998・9116に直接

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する19歳以下の子どもを養育している父母などが
①おおむね身体障害者手帳1〜3級、4級の1部または重度の内科的疾患がある②療育手帳A、A、B③精神疾患、血液疾患などで①または②と同程度の障害
手当月額(4月分から変更)
▼1級:52,200円▼2級:34,770円
留意事項 ▼申請者やその配偶者、生計が同じ直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり▼子どもが公的年金を受給している場合、施設入所している場合は対象外
問 ども福祉課 ☎29998・9223

ひとり親家庭等医療費助成制度 児童扶養手当

◆**ひとり親家庭等医療費助成制度**
次のいずれかに該当する児童とその児童を養育している父母などが
▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母に一定の障害がある▼その他の理由で父または母がいない
◎**高額療養費**や付加給付金を除く保

険診療分の自己負担金が対象です。
◆**児童扶養手当**
次のいずれかに該当する児童を養育している父母などが
▼父母が離婚▼父または母が死亡▼父または母に一定の障害がある▼その他の理由で父または母がいない
手当月額(4月分から変更)
▼児童が1人:42,910円(全部支給)または42,900円(10,120円(一部支給))▼児童が2人:最大10,140円を加算▼児童が3人以上:3人目以降1人につき最大6,080円を加算
▼共通事項 ▼児童が18歳になった年の年度末までが対象▼申請が必要▼申請者やその配偶者、生計が同じ直系親族、兄弟姉妹の所得制限あり▼児童福祉施設(母子生活支援施設・通園施設などを除く)などに入所の場合は対象外
問 ども支援課 ☎29998・9124

街づくり基本方針改定説明会

問 都市計画課 ☎2998-9192

「所沢市街づくり基本方針」は将来の本市の街づくり(都市計画)の方針を示すものです。改定にあたり、地域別の方針について、ご意見を伺います。

日時	場所
5月19日(日)	午後2時30分〜3時30分 山口まちづくりセンター 午後7時〜8時 所沢まちづくりセンター
21日(火)	午後7時〜8時 市役所8階大会議室 午前10時〜11時 どもと福祉の未来館
26日(日)	午後2時30分〜3時30分 市役所8階大会議室 午後7時〜8時 狭山ヶ丘コミュニティセンター
6月1日(土)	午前10時〜11時 吾妻まちづくりセンター 午後2時30分〜3時30分 小手指まちづくりセンター 午後7時〜8時 富岡まちづくりセンター
2日(日)	午前10時〜11時 新所沢東まちづくりセンター 午後2時30分〜3時30分 柳瀬まちづくりセンター 午後7時〜8時 松井まちづくりセンター

◎会場に直接お越しください。受付時間は開始時間の30分前です。

クイズ①

所沢市が子どもの読書活動のために策定したのは?

子どもの読書活動

〇いしん計画



ヒント・3面 応募方法は15面

市の仕事報告会

問 経営企画課 ☎2998-9027

市の財政状況と今年度の主要事業を、市長と職員が直接お伝えします。
◎いずれも会場に直接お越しください。

第1回

日 場 5月11日(土)午前10時〜正午(午前9時40分開場) / 保健センター
内 容 里山保全の取り組み、所沢の成長作戦(COOL JAPAN FOREST構想、土地利用転換によるまちづくり)、健康づくり、東京2020オリ・パラ大会、質疑応答

第2回

日 場 5月25日(土)午前10時〜正午(午前9時40分開場) / 市役所8階大会議室
内 容 障害のある人もない人も共に生きる社会づくり、ファルマン通り交差点改良事業、教育現場支援の取り組み、ヘルスツーリズム産業創出支援事業、質疑応答

